## 不利益処分の処分基準

処	分の内容	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
根抄	処法令及び条項	国民健康保険法第62条
所	管 部 課 係 名	いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処		
	関係条項	
		第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつ
		た者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないとき は、療養の給付等の一部を行わないことができる。
		は、深度やが間により、間にはないなくことが、ことが、
/		
分		
	基準	
	本 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
_ '		